

柳田委員長

本日は、お忙しい中ご参集を賜り、ありがとうございます。

開 会 午前10時

柳田委員長

それでは、ただいまから第10回「議会改革推進委員会」を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

ただ今、1名の方から傍聴の申請が出ておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本日の課題、改善点等の検討についてでございますが、前回及び前々回の委員会における協議内容を踏まえ、各会派でご検討いただいたところでございますので、各会派の御意見を拝聴しながら、協議して参りたいと存じます。

本日は、前回の委員会で決定いただきましたとおり、検討事項等提案一覧のうち、5項目につきましてご協議いただきたいと思います。

なお、ご協議いただく5項目につきましては、お手元に配付してございます検討事項等提案一覧の件名を、網掛けにしてございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大きな1の「(5) 議員報酬及び期末手当の日割減額」につきましては、 から提案されたものでございますが、減額する項目として提案された内容は、①として、疾病や自己都合等により連続して2回以上、市議会定例会の招集に応じない場合、②として、刑事事件に関し、有罪判決が確定した場合、③として、刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合の3点であります。

前回の協議では、 、 からは、「賛成する」との意見、 からは、「反対する」との意見があり、提出会派の からは、「疾病や自己都合等による場合については、議員報酬や期末手当が全額削減されるわけではなく、最大でも100分の50が支給される内容で提案させていただいたものである。ノーワークノーペイは当然のことであり、わが会派にはまったく働かない議員に市民の大切な税金を与える必要はないという請願を出している団体からも話がきている。そのような団体から、100分の0で請願が出てきた場合には、わが会派の議員が紹介議員となる可能性もあり、100分の50で譲歩しているものである。その点も踏まえ、もう一度検討いただきたい」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

それでは から、お願いします。

我が会派も の提案には賛成である。すぐにでもやるべきだと思っている。国においても逮捕拘留中に国会議員の歳費がいまだに支払われている。地方から改革できることを発信して、どんどん推進していくべきである。

公明

柳田委員長

共産

続いて[]、お願いします。

反対する。そもそも、日割りというところをクローズアップすると議員の報酬自体がどうなのかということになる。我々は議会の日だけ働いているわけではない。一般的には日割りで報酬をとなった場合にはそうなってしまう可能性もあって、こういうのはブーメランになりかねないという点も併せて申し上げておく。

柳田委員長

川口新風

続いて[]、お願いします。

前回申し上げたとおり、賛成の立場である。やはり一番注目するところは刑事事件等について、過去、国会等においても服役中に歳費が支払われているという事例がある以上、踏み込んでやるべきである。

[]の意見ももう少し聞きたい思いもあるが、ただそれ以上に刑事事件というのが重いと我が会派としては考えている。

柳田委員長

自民

それでは提出会派である[]、お願いします。

まず[]、[]は全て賛成ということで感謝申し上げます。

[]については、前回の委員会でも話をさせていただいたとおり、[]からも具体的に例を出していただいたが、もともとは北九州市において2年数か月の間、病気で全く出てこなかった議員に対して3,100万円の報酬が支払われていた。川口市議会においてもこういうことがありえるので、ここで議員報酬について改革してはという提案である。

[]から、議会に出ているだけが仕事ではなくて普段も仕事しているということだったが、それは議員活動であって、議員活動と議会活動があるわけだから、議会に出て来られない議員について100分の100の税金を充てることは到底納得できない。我が会派の支持層からもどうしてなのかとの声がある。

私たち[]としてはどんどん発信していくので、こういうことをホームページで公開して市民オンブズマンのような団体にもどんどん取り上げていただきたい。

100分の0で請願を出そうという団体もあり、我が会派としてそれに乗れば[]がいかに反対しても、議場に国旗が設置されたときと同じような結果を見ることになると思われる。

なんとか100分の50で妥協するように真剣に検討していただきたい。これは税金の絶対的な無駄遣いである。市民から預かった税金を一円たりとも無駄のないように[]も考えていただきたい。

柳田委員長

この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するということでもよろしいでしょうか。

— 異議なし —

柳田委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな2の「(8) 人事議案に反対がある場合の採決方法を起立採決とすること」につきましては、事務局から提案されたものでございますが、前回の協議では、 からは、「人事議案についても、他の議案と同様に、議員として市民に対し賛否の意思表示をすることは大変重要である。市民に対して見える議会が求められており、賛成なのか反対なのかわからないようではいかなものかと考え、賛成する」との意見、 からは、「賛成する」との意見、 からは、「現状のままでよいと考え、反対する」との意見、 からは、「人事議案については、他の議案と一線を画すべきであり、反対する」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

まず初めに 、お願いします。

自民

これについては前回同様、人事議案についても他の議案と同様に議員として市民に対し、賛否の意思表示をはっきりさせることは重要なことと考えているので賛成の立場である。

柳田委員長

続きまして 、お願いします。

公明

賛成である。

今、庁舎建て替えの設計をしているが、ゆくゆくは議場も電子投票システムが導入される予定である。この電子投票は各議員の賛否が全て公表されるものである。

議員として賛否を明らかにすることは大事である。

柳田委員長

 、お願いします。

共産

議会改革推進委員会は変えるべきところは変える、慣例など意味があつてそうになっているものは大事にするということから言うと、特に今までどおりで問題があるとは考えていないので反対する。

柳田委員長

 、お願いします。

川口新風

前回同様、人事議案に関しては通常議案とは一線を画すべきだという立場であり、反対する。

柳田委員長

それでは、提案者の事務局に意見を確認させていただきます。

議事課長

この人事議案に反対がある場合の採決方法を起立採決とすることにつきましては、これまで各会派から様々なご意見を賜りましたが、このままではなかなか調整が難しいものと認識してございます。

そこで、頂戴いたしましたご意見の中には以前、理事者自身の選任や任命について、当該理事者の前で、賛否を示さなければならないことを理由に反対されているものもございましたので、まずはそのようなケースには当てはまらない「人権擁護委員の候補者の推薦について」に限定し、試行してみたいかかと存じます。ご検討のほどよろしくお願いいたします。

柳田委員長

ただいまの事務局からの提案について、各会派からご意見を伺います。
■■■■、お願いいたします。

■■■■
自民
柳田委員長

賛成する。

■■■■
公明
柳田委員長

■■■■、お願いいたします。

賛成する。

■■■■
芙蓉
柳田委員長

■■■■、お願いいたします。

改めて会派に持ち帰り検討する。

■■■■
川口新風
柳田委員長

■■■■、お願いいたします。

我が会派も持ち帰り検討する。

この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するというところでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

柳田委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

なお、この提案に関連して、過日の当委員会において前委員長から■■■■
■■■■が提案されている大きな5の(9)「市議会ホームページにおいて各議員の採決状況を公表する」の表現について検討されたいとの要請があったかと存じます。

その後の検討状況についてお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。
■■■■、お願いします。

■■■■
川口新風
柳田委員長

現状、まだ検討中である。時間をいただきたい。

それでは、ただいまの協議のとおり、よろしくお願いいたします。

次に、大きな3の「(1) 委員長報告には、質疑の概要と討論及び採決結果を記載することとし、賛否に関わらない個別の要望事項は掲載しない」は、■■■■

から提案されたものでございますが、前回の協議では、からは、「限られた時間の中でいかにわかりやすく市民に報告するかが重要であり、よりシンプルな報告とするためにも、わかりにくい要望を交えた討論は省くべきであると考え、賛成する」との意見、からは、「議案について反対するのか、賛成するのかを柔軟に検討した上で討論を行うのであり、そのことについて委員長報告に制限を設けることは、実際の討論や質疑に影響を及ぼすことになりかねないことから、反対する。」との意見、からは、「わかりづらい要望は省くべきであるが、採決結果を左右するような要望は入れるべきである。市民にわかりづらい状況になることは避けるべきであり、なぜ反対なのか、なぜ賛成なのかという過程も、市民に知らしめるべきである」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

初めに、お願いします。

委員長報告は限られた時間でいかに端的に説明するかが大事である。いわゆる要望等に関しては討論の時間があるので、採決のときに討論をして、各会派の思いがあれば訴えるべきである。委員長報告としてはよりシンプルにということで、の案に賛成する。

続いて、お願いします。

前回同様、反対する。

続いて、お願いします。

前回のの文言修正であるが、末尾のところ「賛否に関わらない個別の要望事項は掲載しない」とあるが、逆に「賛否に関わる個別の要望事項は掲載する」としてはどうか提案させていただく。

そうならば我が会派の要望事項が満たされるという思いがあるので検討いただきたい。

それでは、提出会派であるからご意見をお願いします。

まず、には賛同いただき感謝する。

ただ今、からあった提案については持ち帰り検討する。

については相変わらず反対ということで残念である。

前回の委員会が終わったあと、過去の本会議の会議録を読み返してみたが、最近の委員長報告の内容は以前に比べて賛否に関係のない要望事項が少なくなってきたと感じた。

私としてはそのように感じているが、その点についてはどのような認識しているのかお答えいただきたい。

公明

柳田委員長

共産

柳田委員長

川口新風

柳田委員長

自民

柳田委員長

共産

柳田委員長

自民

柳田委員長

柳田委員長

自民

柳田委員長

公明

■■■■■■ お願いします。

私もそのように感じている。各委員会の委員長の指導や裁量等により、そのような形になってきているのではないかとすることも踏まえて検討いただきたい。

■■■■■■ いかがですか。

我々の考えとしては、委員長報告は市民にわかりやすくすることが第一と考えている。よって詳細については本会議の討論で述べるのが可能かと思うので、■■■■■■ については是非、再度検討いただきたい。

この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するというところでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな4の「(1) 議会基本条例の検討について」は、■■■■■■ から提案されたものでございますが、前回の協議では、■■■■■■ からは、「条例を制定する・制定しないを含め、検討することに異論はない。まずは、調査・分析することから始めてはいかがかと考える」との意見、■■■■■■ からは、「条例ありきではなく、議員の質を上げていくことが重要である。条例を制定している他市の視察をしたが、結果的に投票率向上につながっていない。まずは、議員個人の努力、精進を求めていく必要があると考える」との意見、■■■■■■ からは、「賛成する」との意見があり、提出会派の■■■■■■ からは、「この提案は、この議会改革推進委員会の肝にもなるものだと考えている。■■■■■■ のような意見もあるので、あえて制定という提案ではなく、検討という提案をさせていただいている。引き続き、検討していただきたい」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

■■■■■■、お願いします。

この案件については前回同様、我が会派のスタンスは一致している。条例を制定する、制定しないを含めて検討することについては全く抵抗を感じていない。まずは調査・分析をしっかりとすることから始めてはいかがか。

■■■■■■、お願いします。

前回同様であるが、条例ありきではなく、まずは議員自らの質を上げることが大事である。何よりもその姿を有権者は見ている。それが4年に1回の選挙で投票という形で出る。条例をつくったから、もしくは、つくる検討をしているから議会への関心が高まるということではない。普段の活動が4年に1度の選挙に通

柳田議長

川口新風
柳田委員長

芙蓉

柳田委員長

柳田委員長

じる。引き続き議員個人の質の向上を目指すことが第一である。

それでは、お願いします。

我々は制定を目指しているので当然、検討については賛成である。

提出会派である、いかがでしょうか。

議会基本条例については年々、制定する議会が増えている。議会基本条例をつくったところでどういう効果があるのかについては投票率だけに帰結させるというのはどうかと考える。さまざまな効果を含めて研究・検討していくことにつながる提案だと思う。制定を求める提案ではないので、そこを含めて考えていただきたい。

も、この議会基本条例について視察していると思う。それらの自治体が意味なく制定しているとは思わないので、今一度、検討をお願いしたい。

この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するというところでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな5の「(12)川口市議会会派規程の改正について」は、から提案されたもので、前回、新たな改正案がから示されました。前回の協議では、からは、「現行の規程では、『特段の事由により、会派として一致した行動をとることができない場合は、その旨及びその理由を明らかにしなければならない』としか規定されておらず、『特段の事由』にあてはまるかどうかを諮る過程まで到達していない。理由を明らかにした上で認められなかった場合は、改正案の第4項、第5項の規定を追加することは非常に重要であるが、そこに至る前に『特段の事由』と認められるかを議会運営委員会に諮る過程を盛り込むことが必要と考える。例えば、現行規程の第4項を残しつつ、『特段の事由』と認められるかは議会運営委員会に諮り、認められない場合は案第4項、第5項の規定によるという趣旨を追記してはどうか」との意見、からは、「会派規程が誤っているのではなく、会派規程に沿っていない会派があるとすれば、それが問題である。会派は、会派規程に沿って行動することが求められる。そうでなければ、これまでずっと誤った会派規程に沿って行動していたことになる。今回の場合を想定しているのであれば、会派規程が誤っていたのではないと考える。会派はどうしても組まなければならないものではない。毎回、意見の一致が図れないならば会派を組む必要はないので、会派規程が誤っていたわけではない」との意見、からは、「この議論が発生した経緯として、事実誤認があったことを先日の議会改革推進委員会でも説

明させていただいた。川口市議会においては、[] 以外は会派といっても『政党』であると認識している。政党においては意見を一致させることは可能かもしれないが、会派というのは一定の条件を満たせば、意見が割れることも考えられる。そして、先の3月定例会においては賛否を明らかにするよりも離席という形で、会派の中で意思表示をしたが、その点は会派規程と乖離しているとは思わない」との意見があり、提出会派の [] からは、「議会の公職の割り振りが会派に所属している議員と無所属の議員の大きく違う点である。これからは場合によっては一致した行動を取れない可能性があるということであり、現在の会派規程ではどうすることもできないことから、厳しい会派規程に改正すべきである」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

それでは [] からお願いします。

[] の案をベースにしながらい代案を考えたので配付をお願いしたい。

一 事務局資料配付 一

第3条第1項から第4項までは現行どおりとする。しかし、現行どおりだと拘束力がないものである。

現に、埼玉県議会の会派規程を基に川口市議会の会派規程を作成した経緯があるが、調べたところ埼玉県議会でも未だに会派が割れた採決をしていることがある。会派規程をつくってもなかなかそれが結果として出ないところである。

そこで第4項の次に第5項を追加し、「前項の規定により特段の事由と認められるかは、議会運営委員会で諮り、認められない場合は次項の規定に従うものとする。」とする。

第6項、第7項は [] の案のとおりである。特段の事由にあたるかどうかを議会運営委員会で諮る必要があると思う。

今までは、「明らかにしなければならない」という説明の努力規定であって、それが特段の事由に一致していないという場合は議会運営委員会で諮る必要がある。

具体的に第5項を追加すれば、より実効性のある規程になるという思いで作らせていただいた。

それではただ今、 [] から提案いただいた代案も含めて [] から御意見をお願いします。

持ち帰り検討する。

[]、お願いします。

持ち帰り検討する。

[]
公明

[]
公明

柳田委員長

[]
共産
柳田委員長

[]
川口新聞

柳田委員長

自民

それでは提出会派である[]から、御意見をお願いします。

前回の後、会派で協議したところ、まず1点、[]に確認させていただきたいことがある。3月定例会で賛否が別れた経緯について多少、事実誤認があるやに思われるとのことで説明をいただいたが、その後、予算書等を再確認した。[]の説明によると、平成27年9月定例会では、補正予算に新庁舎建設設計予算が含まれるから反対とのことであった。また、平成28年3月定例会では、当初予算に市民会館解体費が含まれており、当初反対の声もあったが議論の末、庁舎建設の可否に関わらずアスベスト等の影響もあるので解体はやむを得ないとの結論に至り、賛成したとのことであった。

さらに、平成29年3月定例会では、当初予算に新庁舎建設費そのものが含まれており、建設予定地の議決にそもそも反対である者や建設予定地は苦渋ながら受け入れるが、より安全性や総予算等に意見を言うためにも賛成する者がおり、御承知のとおり意見が別れたという発言があった。

ここで1点確認しておきたいのが、[]が賛成している平成28年3月定例会のことである。

当初予算には確かに市民会館の解体費が含まれているが、他に平成27年9月定例会で反対の理由となった新庁舎建設設計予算も含まれている。

この部分がどうしても理解しかねるので、もう一度説明していただきたい。

柳田委員長

川口新風

ただ今の[]の発言に対して、[]お願いいたします。

市民会館は老朽化により長らく使用禁止となっていた。またアスベストの問題もあった。その観点から考えて設計云々の費用よりも、そちらの解体を優先すべきという意見で統一されたということである。

柳田委員長

自民

[]、お願いします。

平成28年度当初予算書のコピーを持ってきているが、2款総務費の33目庁舎建設費の中で細かく別れており、解体工事費の他に実施設計等委託料、すなわち市民会館跡地に建設するための設計委託料も含まれていた。つまり賛成したということは委託料にも賛成ということで、市民会館跡地での設計や工事を進めていくことに賛成という意思表示に取れるのではないか。

柳田委員長

川口新風

[]、お願いします。

どう捉えるかは、その会派によって自由にしていただいて結構である。市民会館の解体費の額、そして重要性に鑑みると解体費の方を優先して決定したということである。建設設計に反対しているのにイコールにならないのではないかという意見があるが、そうではない。

柳田委員長

自民

■■■■■、お願いします。

我が会派としては、■■■■■の意見は到底納得のできる問題ではない。ということで我が会派から会派規程を改正すべきということで提案させていただいたが、前回、■■■■■から意見があり、今回新たに代案を提出いただいた。しかし、我が会派として一番問題にしているのは現行の第3項に「原則として」という文言があることと、現行の第4項のままでは押さえが効かないということで第4項を改正すべきということで提出したものである。

■■■■■の代案を見たところ、第3項も第4項も現行のまま残っている状況である。残念だが我が会派としては、持ち帰って検討したところで、納得させることは到底無理である。

さらに、前回の■■■■■の意見を持ち帰り協議したところ、議会運営委員会で諮ることを明記するのは反対という意見も多数あった。

その理由としては、先例として「議会運営委員会の議事は、採決しない」となっており、ルールに反することを明文化することは好ましくないということが一点。

もう一点として、今後も同様のことが起こった場合、議会運営委員会で協議することとなるが、先例としては「採決しない」となっているが、どうしても各会派が納得できない場合、最終的には議会運営委員会で採決することも可能と考えるからである。

以上のことから、■■■■■の代案には反対させていただく。

なお、議会改革推進委員会に全くスピード感がないと率直に感じる。議会改革はスピード感が大事と考えている。一致しない提案について協議するのは時間のロスという考えで、残念だが我が会派から提出した「川口市議会会派規程の改正について」は取り下げさせていただきたい。

柳田委員長

この件につきましては、取り下げということでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

柳田委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

原案が取り下げられましたので、代案もなくなりますので、よろしいでしょうか。

結構である。

公明
柳田委員長

それではそのように決定させていただきます。

以上で、本日の検討事項は終了いたしました。

ここで、新たに検討事項等提案票の提出を受けておりますので、事務局から、資料を配付願います。

— 事務局資料配付 —

柳田委員長

公明

柳田委員長

川口新風

柳田委員長

議事課長

それではまず、[] から、提案内容を説明願います。

新たに提案をさせていただく。今、議場においてペットボトルの持ち込みはクールビズ期間ということになんできたところである。しかし暖房の時期、12月議会、3月議会を振り返ると庁舎が老朽化していることもあり、温度調整が難しく、空気が乾燥している。それであれば、冬季期間もペットボトルの持ち込みを可能としても良いのではないかとということで、健康上の理由もあり提案させていただく。

続きまして、[] から、一括して提案内容を説明願います。

情報をインターネットから得る需要が高まってきて久しい昨今である。

今一度、市議会ホームページの充実ということで提案させていただく。

1つ目として、「委員会視察報告を市議会ホームページに掲載する」である。周辺自治体において議会だよりが発行されており、各委員会の報告はそこでなされている。本議会においては「広報かわぐち」がその代わりとされているが、その中で各委員会の行政視察については触れられていない。行政視察については貴重な税金を使って執り行われていることもあり、市民の方からも言われることが多いというのが現状である。これを報告すべきではないか。ひとつの例としては、委員長名で視察先、参加者、視察内容について報告してはいかがかということで提案させていただく。

2つ目として「カレンダー情報の更新」である。川口市議会のホームページ上にカレンダー機能がある。現状では定例会、委員会の日程が公開されているが、視察日程は公開されていない。ただ一点注意しなければならないのは、行政視察は当然、議員本人が視察地に訪れるわけで、その期間は事務所や自宅は不在となる。防犯上の観点からも事前に公開するのではなく、行程が全て完了した後に結果報告という形で公開することで安全性が保たれるのではないか。カレンダー機能を有効に活用してはいかがかというものである。

3つ目として、「政務活動費の公開」についてである。昨今、富山市議会や埼玉県議会でも大変大きな記事として取り沙汰されている。不祥事等を考えると何かあってから動くのではなく、川口市では先んじて公開する方向で協議されてはいかがかということで提案させていただく。

続きまして、事務局から、提案内容を説明願います。

それでは、大きな5、その他として追加提案させていただきます「本会議の傍聴者が写真又はビデオの撮影をする時は、一脚又は自分撮りスティックの使用を禁止すること。また、ビデオ撮影時においては、記者席にカメラを三脚で固定し、撮影者は傍聴席に戻ることに」につきまして説明させていただきます。

現在、傍聴者の写真・ビデオ撮影につきましては、あらかじめ議長の許可を得たうえで、記者席から撮影をすることとなっておりますが、撮影補助器材である

一脚や三脚、自分撮りスティック、いわゆる自撮り棒の使用にかかわる運用方法については特に定められておりません。これまでの本会議においても、いわゆる自撮り棒を使用した撮影、又は三脚を用いビデオ撮影をしているにもかかわらず、記者席に終始着席したままの傍聴者が散見されております。以上のことから、特に周りの傍聴人に危害を加え、かつ、傍聴の妨げになる恐れのある一脚及び自分撮りスティックについての使用を禁止すること、また併せて、ビデオ撮影者については、ビデオを三脚に固定した後、傍聴席に戻ることを徹底させるため、提案させていただくものでございます。

なお、カメラ等を固定して撮影したい方については、議会事務局より三脚を貸し出すことも可能でございます。

説明は、以上でございます。

柳田委員長

ただいまの説明に関し、各会派からご意見を伺います。

まず、[]から提案された案件についてお願いします。

[]から、お願いします。

[]
自民
柳田委員長

[]の提案に賛成する。

[]、お願いします。

[]
共産
柳田委員長

持ち帰り検討する。

[]、お願いします。

[]
川口新国
柳田委員長

持ち帰り検討する。

続きまして、[]から提案された案件についてお願いします。

[]、お願いします。

[]
自民
柳田委員長

持ち帰り検討する。

[]、お願いします。

[]
公明
柳田委員長

持ち帰り検討する。

[]、お願いします。

[]
共産
柳田委員長

持ち帰り検討する。

最後に、事務局から提案された案件についてお願いします。

[]、お願いします。

白民
柳田委員長

賛成する。

、お願いします。

公明
柳田委員長

賛成する。

、お願いします。

共産
柳田委員長

持ち帰り検討する。

、お願いします。

川口新風

賛成する。

ただ一点、「杖」の傍聴席への持ち込みが禁止されているが、傍聴規則が取り決められた時代背景とくらべると、バリアフリーに関してなど、やはり、高齢者が来るが多くなっていることを考えると、そういった方々の杖を取り上げる形というのはいけないという思いもある。

自撮り棒に関しても時代が変わってきて、ビデオや写真をスマートフォンで撮るケースが多くなると思う。そういったことを踏まえて、また議会改革推進委員会で協議させていただきたい。

柳田委員長

これらの提案につきましては、検討項目に加えることでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

柳田委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

また、次回の会議では、新たに提案されたものも含め、今回、持ち帰り検討となった案件について協議するというので、よろしいでしょうか。

— 異議なし —

柳田委員長

最後に、次回の日程につきましては、平成29年10月31日(火)、午後1時半から第1委員会室で行いますので、日程の確保をお願いいたします。

以上で、本日予定いたしました協議事項は、終了いたしました。これもちまして、第10回「議会改革推進委員会」を閉会いたします。

本日は、たいへんご苦勞さまでした。

閉 会 午前10時47分